

令和 6 年度第 2 回豊中市地域包括支援センター運営協議会議事録

令和6年(2024年)12月9日(月)14:30~16:00

市役所第二庁舎5階第1会議室

(オンライン参加者含む)

□出席状況（豊中市地域包括支援センター運営協議会委員総数5名中4名出席）

豊中市地域包括支援センター運営協議会	
委員	: ◎秦委員 三木委員 東委員（欠席） 田代委員 加島委員
事務局	: 長寿安心課 森本課長、野田主幹、時補佐、図師係長、長坂主査、金子主事、 三井、藤井 長寿社会政策課 坂口次長、高木係長、武部係長 健康推進課 岸田課長、前川係長

(◎=会長 委員名簿順)

□傍聴者：1名

□議題 ※議題前に地域包括支援センターの概要の説明

1. 介護保険法施行規則の改正について…資料1
2. 指定介護予防支援事業所が介護予防支援を実施する際の留意事項に対する本市の対応について…資料2
3. 報告事項 …資料3

□議事内容

議題1 介護保険法施行規則の改正について
事務局 <資料1の説明>
<質疑・意見交換>

【会長】

豊中市では日常生活圏域を7つに分けて、1つの圏域に2つの地域包括支援センターがあると説明がありました。その2つ目の地域包括支援センターというのは、通常のセンターでしょうか。サブセンターなどでしょうか。

【事務局】

取扱いとしては、センターの位置づけで運用しています。

【会長】

常勤換算方法による職員配置ですが、例えば保健師を週1(0.2人)で5人分も可能

とは思いますが、市ではどこまで想定していますか。

【事務局】

運用の段階になった時に、ご指摘の状況が発生する可能性があります。
地域包括支援センターの現場の実態、人材確保の状況に応じて検討が必要になる
と思っています。

【会長】

2つの圏域で考えると計算もしやすいのですが、3つ、4つの圏域や場合によっては市全体で考えると、複雑になってくる。そのようなことも想定したうえで、実際の運用方法を考えていく必要があると思います。

【委員】

働き方改革など、地域包括支援センターの現状はどうなっていますか。

【事務局】

実体の把握に関しては管理者会議を定期的に行い、現状の問題を聞いています。
全国的な傾向をみると、総合相談事業にて8050問題やセルフネグレクトの問題などの複雑化・複合化した対象者・世帯への支援が大変だろうと思います。
介護予防ケアプランの作成については、全国的な傾向どおり当市も同じ負担を抱えていると認識しています。

【会長】

総合相談の件数が増えている。介護予防ケアプランの委託ケアマネジャーが見つからないなどの問題が色々あると思われます。

【委員】

困難事例は担当制ではなく、地域包括支援センター内で共有され対応していると思います。常勤換算方法による職員配置になっても、これまでと同じように対応は可能でしょうか。

【事務局】

地域包括支援センターの負担軽減のため、常勤換算方法による職員配置が出てきていますが、ケアマネジャーの普段の仕事にしわ寄せがいかない様に検討していきたいと思っています。

議題2 指定介護予防支援事業所が介護予防支援を実施する際の留意事項に対する
本市の対応について

事務局 <資料2の説明>
<質疑・意見交換>

【委員】

指定介護予防支援事業所の指定が始まっていると思いますが、現在の指定件数を教

えてください。

【事務局】

現在、11事業所です。

指定の承認については、3か月に1回審議会を開催しています。

【会長】

審議会は何の審議会ですか。

【事務局】

豊中市地域密着型サービス運営検討部会です。

【委員】

3者契約の運用開始後、契約の手続きが簡単になると思います。一方で、マスターの届け出作業が、月ごとに『介護予防支援』と『介護予防ケアマネジメント』が交互に変わるケースがあります。マスターの届け出でタイムラグが起こり、給付管理のレセプトの部分が滞ることが多い印象です。

現状、市に介護保険被保険者証を届けていますが、これが1人の利用者に対し、サービスの種別が変わるごとに、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業所、地域包括支援センターと、提出元が変更するという認識で正しいでしょうか。

【事務局】

今回説明した箇所は、3者契約の契約部分での負担軽減です。旨の届け出に関しては、国保連の過誤が関係するため、解消することができません。よって、サービスの種別が変わるたびに旨の届け出を提出していただく必要があります。

【委員】

ケアマネジメントする側から考えると、請求業務の届け出の問題はとても大きいと感じます。指定介護予防支援事業所の指定を受けるか検討する時に、今回の説明であったように契約は改善されると思いますが、マスターの届け出で二の足を踏んでしまう。現在、マスターの届け出の提出期限が25日になっています。この請求業務が滞ると、実際サービスを提供している事業所が困る。さらに、過誤を出せば出すほど事務手続きが増えていくのを懸念しています。

また、要支援の方だとモニタリングは3か月ごとに行っており、それ以外は電話での確認になっています。実際問題として起きるのが、福祉用具貸与とデイサービスを併用していた方が、1つのサービスが消え、介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に切り替わる場合、後々の届け出になります。よって、月遅れの請求になり、要支援の委託を受けている側は提出期限が4日と非常に短い期間で請求を行っているため、届け出が間に合わない事も想定され、結果、事業所にお金が入ってこないことも想定されます。

議題 3 報告事項
事務局 <資料 3 の説明>
 <質疑・意見交換>

【会長】

総合相談支援事業ですが、豊中市の場合は実質的に地域包括支援センターに依頼している状況ですか。

【事務局】

そのとおりです。

【会長】

おそらく、今後一部委託の検討先としては、国の資料にも記載があるよう居宅介護支援事業者等になると思われます。

議題 4 その他
事務局 <次回会議開催予定説明>

【会長】

これで令和 6 年度第 2 回豊中市地域包括支援センター運営協議会を終了します。